

復興小学校建設事業に関する基礎的研究

—— 事業計画の策定とその変更過程 ——

小林 正 泰

はじめに

本論文は、関東大震災後に東京市が建設した、いわゆる「復興小学校」の建設事業に関して、その事業計画の全体像を明らかにすることを目的とする。近年、この復興小学校に関する研究は蓄積されつつあり、既往の研究では、復興小学校の建築構造やその背景思想、あるいは各学校レベルでの建設経過等について明らかにされている¹⁾。しかし、復興小学校の事業計画そのものの策定経過、およびその変更過程という、事業に関する基礎的な史実については、意外にもほとんど明らかにされていない。昨年来、現存する復興小学校の建替え問題が議論になり、保存運動も立ち上がっている現況を鑑みれば²⁾、復興小学校に関する基礎的な情報を整理し、議論の材料を提供することも重要であろう。

以上の研究課題にもとづいて、本論文では、公刊された帝都復興事業関連文献や、国立公文書館および東京都公文書館所蔵の公文書等を利用することにより、復興小学校事業計画の全体像を示していく。その中で、新たに判明した史実をあらかじめ何点か挙げると、以下の各点になる。まず、当初の計画では復興校数が117校ではなく90校であったこと、また、焼失校117校がそのまま復興したのではなく各区の校数配分が変更されたこと、その中には統廃合になった学校や「新設」された学校も含まれていること。また、学校建設事業における市役所内の役割分担について、その明確化を図るために職制改正を行ったが、その改正は、佐野利器臨時建築局長の意向を強く反映したものであったこと等である。

1 帝都復興計画策定の過程

本章ではまず、国政レベルでの帝都復興計画について概観し、そこに小学校建設事業がどのように位置づいていたのかを確認する。

震災が発生した大正12(1923)年9月1日当時、加藤友三郎首相の急逝を受けた山本権兵衛首相は組閣の真っ最中であった。そのため震災翌日早急に内閣を組織することとなり、復興業務に関連の深い内務大臣に後藤新平を任命した。後藤は震災数か月前まで東京市長を務めていた上、かねて東京市の大規模都市計画—いわゆる「八億円計画」—を考案していたこともあって適任と考えられたと思われる。

後藤は早速帝都復興計画の策定に取り掛かり、復興費30億円を支出する方針を定めた。そして「帝都復興の議」を9月6日の閣議に提出し、復興事業の独立機関として同27日に帝都復興院を発足させ自ら総裁に就任した。帝都復興院には、以前より後藤が組織していた都市研究会および東京市政調査会のメンバーを中心として、自らの影響力の及ぶ内務省・鉄道省出身の人材を実行部隊として多数招き入れる³⁾。

復興院によって作成された原案は、「復旧ではなく復興」という後藤の方針から、大幅な街路拡張と土地区画整理、東京築港、京浜運河の開削などからなる大規模事業として計画された。総事業費の復興院原案は財政事情を考慮して10億円規模に縮小されたが、その後さらに大蔵省との折衝、帝都復興審議会での激論、第47回帝国議会での政友会の反対を経て、4億6,843万8,849円へと大幅に削減されることになった。事業内容も東京築港と京浜運河新設が削除されるなど大幅に縮小した。また、第47回帝国議会では、政友会の要求によって帝都復興院予算(官吏俸給および事務費)が削減されたため、大正13(1924)年2月25日付で帝都復興院および帝都復興審議会は廃止された。復興院廃止と入れ替わり同日付で内務省内に復興局が新設され、政府執行の復興事業はこの復興局が行うこととなった⁴⁾。そして、東京市域の復興事業は内務省復興局および東京府、東京市で分担して事業が推進されることとなった。

政府の帝都復興予算の内容は、「東京復興費」、「横

浜復興費」、「地方復興事業費貸付金」、「地方復興事業費補助」、「地方復興事業債利子補給」、「防火地区建築費補助」の6費目に大別されている。このうち国が直接執行する事業の費用は「東京復興費」と「横浜復興費」であり、地方—東京府・東京市・神奈川県・横浜市の各自治体—が執行する事業への補助金や貸付金等は「地方復興事業費貸付金」、「地方復興事業費補助」、「地方復興事業債利子補給」がそれに該当する。

そして、東京市が執行する復興事業への主要な補助金は、「地方復興事業費補助」中の「東京市復興事業費補助」として含まれている⁵⁾。「地方復興事業費補助」が計上されたのは、「東京府神奈川東京市及横浜市ハ、震災ノ影響ニ因リ財力窮乏」しており、「各其ノ事業ノ性質ニ稽ヘ、適当ノ率ヲ定メテ国库ヨリ之カ費用ノ一部ヲ補助スル」必要があるため、と説明されている⁶⁾。地方執行事業費の国库補助率は上記のとおり事業種別によって異なり、例えば、河川や公園は3分の1、下水道は2分の1等と定められている。そして、中等教育施設をのぞく教育施設費は、4分の1を国が補助することになった⁷⁾。したがって、東京市が負担する小学校建設費総額の4分の1は国から市へ補助されて（先の「地方復興事業費補助」より支出）、残りの4分の3は市債を発行してまかなうことになった⁸⁾。

以上は国家予算にかかわるものだが、当然これとは別に、東京市は自ら執行する事業の予算を組む必要がある。そこで次章では、東京市における復興予算が組まれるまでの経過を整理し、続いて復興小学校の予算とその予算を前提とした事業計画を概観する。

2 復興小学校の事業計画

東京市執行の復興事業計画は国の計画内容・規模に左右され、「東京市独自の立場から決定する訳には行かなかった」。そこで、国政レベルでの議論の「雲行を凝視しつつ」、永田秀次郎市長や助役らが復興院と協議しながら、復興事業の企画立案を行った⁹⁾。復興計画の事業ごとの案は各担当部局が作成したと考えられるが、事業ごとに分散した計画は、調査課によって部署間の連絡・調整が行われ、計画全体の概略が策定された¹⁰⁾。

さらに、市が計画した復興事業をより広く審議す

るため、大正12年11月17日市告示第264号にて「東京市復興委員規程」を定め、審議機関としての東京市復興委員会を設置した。これは「這回ノ大災害ニ対スル復興ニ関シテハ、特ニ常設委員ヲ設ケ、慎重審議之カ完成ヲ期スルノ必要アル」¹¹⁾との趣旨にもとづき、市会議員より建議がなされたことを受けたものである。この復興委員は市会議員30名、名誉職参事会員5名より構成され(第2条)、東京市の復興に関する重要事項を調査審議することを目的とした(第1条)。

復興委員会では第1回委員会(大正12年12月5日)で委員長および理事の選挙が行われた後、第2回(同12日)から4回(大正13年1月17日)、および第7回(同3月5日)の計4回にわたり復興予算の協議が行われている¹²⁾。また、第8回委員会では復興小公園増設の件が審議され、復興小学校全てに小公園を附設するよう要望が出された¹³⁾。

復興委員会はあくまで市会議員、市参事会員による審議機関であるため、市が作成した計画案がその審議の叩き台となった。最終的な復興計画は大正13年1月12日の復興委員会に付議された¹⁴⁾。この時付議された総事業費および各費目は、2カ月後の市会で議決される帝都復興費の予算と同内容であるため、実質的にはこの第4回復興委員会で事業計画が確定されたと考えてよいだろう。

ただし、小学校建設の件については、復興委員会で一点の重要な変更が加えられた。東京市の当初案では復興小学校の建設すべてを市によって行う計画であったが、復興委員会での連日の審議で異論が多く出された¹⁵⁾。従来小学校の建設は区の事業として行っており、それを市の事業として一括して行うことには強い抵抗があったと思われる。とくに、復興委員会は各区から選出された市会議員がそのほとんどを占めるため、議論が難航したと推測される。そして議論の結果、市直営小学校8校をのぞく区営109校分の学校建設費は、東京市の建設費ではなく従来通り区の建設費への補給費として支出されることになった¹⁶⁾。この件について『東京市教育復興誌』では、「復興建築を区の事業とせず市直営とするの議もあつたが結局学区の重恩を尊重して区に建設費を補助し従来の如く区の事業として建設せしむる事となつたのである」と説明されている¹⁷⁾。

市による復興計画策定作業や復興委員会の議論を経て、大正13年2月開会の東京市会において、永田

市長から予算案が提示されることになった。そして、この復興事業予算案は3月12日に議決されている。総事業費（帝都復興費）は182,640,100円で、この内教育施設費（市立小学校建設費）として38,610,000円が計上された。この学校建設予算は、大正13年度からの5カ年継続事業の総額である。小学校建設費の算定根拠としては、1校あたり1,100坪の学校を117校、坪単価300円という計算であった（ $117 \times 1,100 \times 300 = 38,610,000$ ）¹⁸⁾。

ただし、当初は117校を建設する計画ではなく、90校を1校あたり1,250坪、坪単価300円、合計33,750,000円という計画であった¹⁹⁾。建設校数および学校規模の計画変更が決定したのは、各史料の日付や帝都復興院の事務経過（復興局『帝都復興院事務経過』1924年3月）から推測すると、おそらく、帝都復興審議会の協定案を受けて、復興院原案の修正がなされた11月28日ごろと思われる。

市会議決予算における、小学校建設費38,610,000円の内訳は、区営小学校109校の建設費補助が35,192,366円、直営小学校8校の建設費が2,582,924円、設計並監督費が834,710円であった²⁰⁾。この金額が復興小学校建設費の当初予算となる。この当初予算はのちに41,056,583円まで増額され²¹⁾、事業年も区画整理の遅延などにより、2カ年延長されて昭和5（1930）年度まで継続された²²⁾。

この小学校建設費はあくまで校舎の建設費として計上されており、学校内の諸設備は費用に含まれていない。復興小学校の設備費は、帝都復興費と別に組まれた震災復旧費に含まれる、小学校設備費6,177,600円で支出された。この設備費も当初計画では大正13年度からの5カ年継続事業であった。この費用には国からの補助はなく市単独の負担であったが、市会において「震災復旧教育費起債ノ件」が可決されて（大正13年7月22日提出第123号）、117万円が国庫より借り入れられることになった²³⁾。この設備費も2カ年延長され、予算も8,191,786円まで増額されることになった。これに加えて、区が独自に追加した区費負担分があり、約343万6000円がさらに加算された²⁴⁾。以上の、復興（建築）費、復旧（設備）費、区費負担分を合計すると総額約5,268万4,000円、1校あたり約45万であった。

次に、復興小学校の事業計画を詳しく見てみよう。資料1は、東京都公文書所蔵の公文書から事業実施計画を全文引用したものである²⁵⁾。この実施計画の

中身を具体的に見てみると、先に見たように復興小学校の建設は5カ年計画で考えられており、当初予算の38,610,000円は、最初の4年で800万円ずつ、最後の年で残額の661万円を消化するという計画であった。建設校数は、数字のつじつま合わせのためか端数も含まれているが、最初の4年間で毎年24校、最後の年度で残りを建設することになっている。

校数の各区ごとの配分は震災による焼失前と同様とし、校地も原則として変更しないことを想定している。一校の学級数は24学級を標準としつつも実情を踏まえて16～32学級の幅を持たせており、1学級あたりの児童数は50人としている。校舎構造はRC三階建てで延坪数（延床面積）は1,100坪という標準を設けている。この1,100坪標準がのちに問題となってくる。また、復興小学校の特徴の一つであるガス、水道、電気、衛生等の設備を備えることも明記されている。四に書かれている「実施ノ場合ハ更ニ建築上ニ於ケル一定ノ規模標準ヲ定メ」の「規模標準」については、後述する「東京市立小学校復興建設費補給規程」第4条の「市長ノ定ムル規模標準設計」を指していると考えられる。

3 事業計画の変更

ここまで、復興小学校の事業計画を、その策定過程を含めて明らかにしてきたが、この当初計画はそのまま実行されたわけではなく、その後様々な変更をともなった。その変更内容を区分すると、各区ごとの校数配分の変更、事業の法的根拠である「小学校建設費補給規程」の変更、事業推進組織とその分掌事務の変更の3点になる。以下では、この各点に関する変更内容について、それぞれ整理していく。

3-1 復興校数の配分変更

小学校の復興計画を立てるに及んで、まず建設する学校数と学級数が計画の大前提となった。具体的には、震災で焼失した117校、2,552学級をベースとしつつ、震災当時問題となっていた二部教授352学級分を撤廃するよう計画が考えられた。そして、経費や各校学校規模等の制約から、最終的に学校数は焼失数と同数の117校、学級数2,835学級を建設することが決定された²⁶⁾。

この117校という復興小学校の校数については注意を要する。先に見たように、当初の計画では90校

を建設する予定だったものが、焼失校数117校と同数を建設することになった。そして、その後決定した事業実施計画では、各区における校数配分は、焼失校数と同様にするというものであった。この実施計画における校数117と、最終的に建設された校数117は一致するが、各区の校数配分に関しては一致しない。各区の焼失校数は、麴町2、神田13、日本橋12、京橋15、芝9、本郷2、下谷13、浅草18、本所18、深川15となっており²⁷⁾、京橋区と浅草区をのぞく各区分は、焼失校数がそのまま復興した。それに対して、京橋区は焼失校数から2校減の13校、浅草区は2校増の20校が復興されている。

では、この配分変更はどのような経過で変更されたのだろうか。まず、貧困家庭を対象としていた東京市直営の小学校（いわゆる「直営小学校」）全11校が、大正14（1925）年11月の市会にて各所在区へと移管されることが決まった²⁸⁾。区への移管は大正15年4月1日付で実施され、これに伴って、復興小学校117校中8校を占める直営小のうち、上野小学校（旧万年小学校）をのぞく7校が区の執行事業に改められた²⁹⁾。

つづいて、昭和2（1927）年から翌年にかけて、京橋区において学校の統廃合が行われた。この時の変更で、京橋区の既定15校が12校に減っている。具体的には、昭和2年3月に靈巖島小と越前堀小が合併して明正小として新設され、翌年6月には南槇町小学校が宝田小を併合する形で京橋昭和小が建設されることになった³⁰⁾。これに加えて、佃島小を廃校予定に加えることで、計3校減となった³¹⁾。一方の浅草区では、震災前に学校新設が決定しながら未開校であった田中小と今戸小を、昭和4年に至り「復興」小学校として建設することになった³²⁾。その結果、浅草区では18校から20校へと2校が増加することになった。京橋・浅草両区での変更により差引1校減少となり、全部で116校へと計画が変更された。計画変更の理由は、焼失区域の区画整理が進むにつれて、道路の新設・変更、換地による敷地坪数の減少、人口の移動等の事情が生じたことが原因とされている³³⁾。

浅草区で2校が増設されたその翌年、今度は廃校予定になっていた佃島小が、あらためて復興されることになった。『帝都復興事業誌 計画篇・監理篇・経理篇』では、佃島小の復興が決まったのは昭和5年11月とされている。しかし、「東京市小学校並図書

館復興建設事業進捗状況ノ件報告」³⁴⁾における、各月の工事進捗状況の報告書では、昭和5年5月31日現在の復興小学校数が116校（竣工112校、工事中4校）であるのに対して、翌6月30日現在では117校（竣工114校、工事中3校）となっており、工事中の校名に佃島が新たに加わっている。したがって、佃島小の復興が決定したのは昭和5年6月以前となる。

以上の経緯により、最終的には焼失校数と同数の117校が建設されることになった。このように、復興小学校は焼失した117校がそのまま復興されたわけではなく、幾度かの曲折を経ていた。この他にも、直営小学校をはじめとして、数校が校名変更を行っている。震災前後の校名対照および各校の基本データは、文末の一覧表（資料2）にまとめた。

3-2 二重の「補給規程」とその統一

次に、復興小学校を建設する際に依拠した法令について見ていく。震災以前に依拠していた、市の学校建設にかかわる法令は、大正2年6月17日に制定された東京市告示第77号「東京市立小学校建設費補給規程」（以下、「補給規程」）および「東京市立小学校建設費補給規程施行細則」（市告示第82号、以下「施行細則」）「東京市立小学校建設費補給規程実施手続」（市訓令甲第37号）である。これらの法令は大正6年に改正され、さらに「補給規程」と「施行細則」は大正11年にも再改正された。大正11年の「補給規程」改正では、RC校舎への補給が規定されることになり、震災前において原則RC造の方針がすでに示されていた³⁵⁾。そして震災後においても、復興小学校以外の通常の学校建設においては、同規程が適用された。

一方の復興小学校については、復興小学校の事業予算との兼ね合いで、通常の「補給規程」の基準が適用できないことが明らかになった³⁶⁾。そのため、前章で見た「小学校復興建設事業実施計画」にて校舎規模の標準を1,100坪に限定し、さらに復興小学校に対する補給金について、大正11年改正の「補給規程」とは別種の規程を定めた。その規程が、東京市告示第214号「東京市立小学校復興建設費補給規程」（以下、「復興補給規程」）であり、この法令は大正13年6月11日に制定された。

これにより、従来の「補給規程」と「復興補給規程」とで規程が二種類となった。そして、「復興補給規程」にもとづく施設標準が、従来の「補給規程」に比べて低かったため、罹災しなかった残存区域小

学校と復興小学校との間に施設規模の格差が生じてしまった。東京市は復興小学校の建設と並行して、残存区域小学校についてもRC化を進めており、これを復興小学校とは区別して「改築小学校」と呼称した。改築小学校としては、番町、鶴巻、赤羽等が建設され³⁷⁾、これらの学校と復興小学校との間に格差が生じたのである。とくに建築延坪数に関しては、当初計画において1,100坪が標準とされており、できるだけ坪数を増したとしても、「復興補給規程」と復興予算に制限されて1,220坪を超えることはできなかった。そして、その坪数では学級規模相当の普通教室が得られない上、特別教室の数も少なく、廊下が一間幅になるなど、多くの点で不都合があった³⁸⁾。

また、規程の二重化により、補給金額だけでなく学校の設計主体にも齟齬をきたすこととなった。震災前より、小学校建設は区が事業主体となり、その経費を市が補給するという形で行っていた。そして、学校の設計に関しては各区が民間業者に委託していたため、市は設計に直接関与せず、区が作成した設計図を「補給規程」にもとづいて「検閲」するのみであった（「補給規程」第9条）。この方針は、震災後の改築小学校でも同様であった。一方、復興小学校の建設に関しても、先に述べたように「学区の重恩を尊重して」従来通り区の事業として建設させることとなり、市は建設費を補給するにとどまった。しかし、学校の設計に関しては市が一括して行う方針を譲らず、この「復興補給規程」では市が統一して設計を行うことが明記された（「復興補給規程」第4条）。このように、復興小学校と残存区域の改築小学校との間で、施設規模と設計主体に差異が生じることとなった。

以上の問題点を踏まえて、大正14年12月26日に「補給規程」が改正されることになった（市告示第350号）。そして、その附則で「復興補給規程」を廃止することで、学校建設費の法的根拠を「補給規程」に一本化し、復興小学校の建設においても、この大正14年改正の「補給規程」が適用されることになった³⁹⁾。

この時の「補給規程」改正の要旨は、以下の8点（「一、学級規模」「二、校地」「三、校舎」「四、附帯工事」「五、校具」「六、概算払」「七、設計」「八、補給標準ノ統一」）にまとめられている⁴⁰⁾。まず、学級規模は、18～24学級という基準を16～32学級へと猶予範囲を広げた（一）。これは、「補給規程」の基

準を復興小学校の事業計画に合わせる形をとったことになる。また、校地坪数や特別教室数の増加（二および三）、暖房および汚水浄化装置への補給（四）、校具費の増額（五）など、様々な設備条件が改善されることになった。そして、「八、補給標準ノ統一」において、「市立小学校復興建設費補給規程を廃止し焼失小学校と其の他との間に差異なく補給標準を統一す」と書かれているように、焼失小学校と他の学校間の格差をなくすために補給標準が統一された。その結果、1,100坪であった標準坪数は1,380坪へと大幅に増加することになり⁴¹⁾、低い基準に抑えられていた復興小学校は「大に建築規模を拡張」⁴²⁾することになった。

そして、この改正要旨でのさらなる重要なポイントは、「七、設計」における、設計主体の変更である。先述したように、従来は学校設計を区が民間業者に委託していたのだが、「補給規程」改正後は全て市によって統一設計がされることになった（「補給規程」第8条の2）。つまり、「復興補給規程」で先行的に規定されていた市による統一設計が、一般の「補給規程」にも導入されることになったのである。この改正により、復興小学校と改築小学校で差異が生じていた設計主体は市に統一され、以降東京市の小学校建築は、全て市によって設計がなされることになった。

3-3 組織および分掌事務の変更

「補給規程」改正により設計主体の齟齬が解消され、東京市の小学校建築はすべて市が設計することになった。しかし、この学校建設事業を市役所内のどの部署が主導するかについて争いが生じた。すなわち、学校設計を担う学校建設課と学校建設計画を担う学務課との間で、意見対立が生じる場面が出てくることとなった⁴³⁾。この、学校建設をめぐる両者の争いについて見ていくためには、東京市役所内の職制について確認する必要がある⁴⁴⁾。

まず、東京市の営繕組織としては、震災前は局レベルの部署は設けられておらず、建築課が設置されるにとどまっていた。そして、震災半年前の大正12年3月28日の職制改正で、建築課内に学校建築専門部署として学校建設掛が設けられた。一方の学務関係の部署も局単位では存在せず、学務課が教育関係業務を担当していた⁴⁵⁾。

震災後、いよいよ復興業務が開始される段になる

と「新に之が機関を設くるの必要を生じ」⁴⁶⁾、復興業務の遂行体制を整えるべく、大正13年3月27日に職制が改正された。この改正時に、震災復興の中心部署として区画整理局とともに臨時建築局が新設された。つまり、震災復興の臨時的措置として建築課が局へと一時的に昇格したことになる。この臨時建築局局長として永田市長に招聘されたのが、帝都復興院建築局長として後藤を支えた佐野利器（在任期間：大正13年3月29日～大正15年6月14日）であった。そして、建築課の局への昇格に合わせて、学校建設掛も学校建設課へ格上げされている。このときの学校建設課の管掌事務は「学校建設ノ設計工事其他技術ニ関スル事項」の1項目であり⁴⁷⁾、学校建設の設計が明記されていることから、復興小学校の設計は同部署で行われたことが分かる。なお、臨時建築局は大正14年1月に建築局と改称したのち、翌15年12月には土木局の設置に伴い建築課へと格下げになった。これに合わせて、学校建設課も掛へ戻されている。

一方学務関係の部署は、復興事業開始後も震災前と同様に学務課のままであった。ただし、臨時建築局が設置された大正13年3月の職制改正時において、学務課分掌事務の第8項に「学校建設ノ計画並事務ニ関スル事項」が加えられた⁴⁸⁾。その後、大正14年5月の職制改正では、学務課から学務局へと格上げがされた。その翌年5月には、社会局の一部局であった社会教育課と合併するとともに教育局と改称された⁴⁹⁾。

それでは、ともに「学校建設」を分掌事務に含む学校建設課と学務課の間には、どのような役割分担があったのであろうか。おそらく当初の段階では、両部署間の分担には曖昧な面があったと思われる。大正13年3月の職制改正に関する説明では、「学校建設工事ヲ本課〔学務課——引用者注〕ト結合シテ部制ヲ樹ツルハ職制ノ体系ヲ破ル」ため、学務課では「小学校建設工事ニ関スル事務ノミヲ取扱フ」としており⁵⁰⁾、学務課は工事に関する「事務ノミ」に役割を限定していた。

しかし実際には、学務課が校長と相談して校舎の略設計を作成し、それにもとづいて本設計を学校建設課に依頼するというやり方で進められたようである。こうした設計手続では、設計に対する主導権が学校建設課になく、「御厘い大工の感があつた」と佐野は回想している。佐野はむしろ、学校建設課が直

接学校側の要求を聞き入れて設計を行い、その上で学務課と合議するという方針が妥当と考えた。この方針に学務課の同意は得られなかったが、そのまま「どんどん設計を進めた」ため、両者の間で「紛糾を起した」とされる⁵¹⁾。

こうした状況を背景に、復興事業が緒についたおよそ半年後の大正13年11月、再び職制が改正されている。このとき、学務課事務分掌の第8項が「学校建設ノ計画並事務ニ関スル事項」から「学校建設ノ計画ニ関スル事項」へと改められている。それと同時に、学校建設課の事務分掌も、「学校建設ノ設計工事其他技術ニ関スル事項」から「学校建設ノ設計及工事ニ関スル事項」と変更された⁵²⁾。職制改正前後の管掌事務を比較すると、学務課は「並事務」の箇所が、学校建設課は「其他技術」が削除されている。「事務」や「其他技術」という曖昧な表現を削ることで、建設「計画」を担当する学務課と、「設計及工事」を担当する学校建設課の分担が明記されたと言えるだろう。

この事務分掌改正は、佐野が中村是公市長宛に出した申請書をもとにしている。その申請書による改正主旨は、次のように記されている。

小学校建設ノ計画事務(校地ノ選定、取得、学級制等計画ニ関スル事務)ハ学務課ニ於テ之ヲ分掌シ設計ヨリ工事ノ終了ニ至ル迄ニ於ケル一切ノ事務ハ建築局ニ於テ掌理スヘキコトニ改正セラレタキコト

理由

現行庶務規程ニ依レハ学校建設ノ計画並事務一切ハ学務課ニ於テ掌理スルカ如キモ如何ハ實際ニ於テ不都合カラス依テ設計ヨリ工事終了ニ至ル迄ニ於ケル一切ノ事務ハ之ヲ建築局ニ於テ執行スヘキモノナルコトヲ明定セラレタシ⁵³⁾

つまり、改正前における学務課の分掌事務には、学校建設の「事務一切」が含まれているように読めるが、それでは不都合が多い。そこで、「事務」という管掌範囲が曖昧な文言を削ることで、学務課の管掌範囲を校地選定・取得、学級編成といった建設「計画」に限定させようと、佐野は考えた。一方の学校建設課には、設計から工事に至る「一切ノ事務」を担わせることで、「設計及工事」の全般を管掌させようとした。こうして、復興事業開始当初において曖昧であった、学校建設課と学務課の役割分担が明示

されることになった。以降、復興小学校の設計業務は学校建設課が担い、事業の遂行体制が整えられた。

まとめと今後の課題

本論文は、復興小学校の復興計画に関して、その策定経過および変更内容を整理した。その概略を要約すれば、以下のようになる。

帝都復興計画の策定過程において、後藤新平が求めた当初の「大風呂敷」が縮減されるとともに、内務省・東京府・東京市の分業による復興事業遂行体制が成立した。市立小学校の建設事業に関しては、市役所内での立案および東京市復興委員会での議論等を経た結果、事業実施計画が決定された。また、学校建設事業の主体に関しては、当初東京市が統一して行う方針が立てられたが、復興委員会での議論を経て、従来通り各区が事業主体となりつつ、その建設費は東京市が負担するという形態をとった。しかし、学校建築の設計を市が統一して行うという点が、従来の学校建設事業と決定的に異なっていた。

しかし、この実施計画は、そのまま実行されたわけではなく、校数配分、根拠法令、遂行組織の各点につき変更が加えられた。校数配分については、何度かの配分変更の結果、京橋区は2校減、浅草区は2校増となった。根拠法令は、当初復興小学校と改築小学校で別建てであったが、補給金額や設計主体の齟齬を解消するため、大正14年末に一本化された。遂行組織に関しては、学校建設事業を東京市役所内のどの部署が主導するかで、学校建設課と学務課の間に対立があった。大正13年11月の職制改正では、学校建設課は「設計及工事」の「一切ノ事務」、学務課は校地選定・学級編成等の「計画」、という形で業務の分掌が明記され、学校建設事業の遂行体制が整理された。

以上が本論文の概要であるが、残された課題もある。史料上の制約により明らかにできなかった主な点を挙げるならば、まず、東京市が市執行の復興事業を策定する経過が十分に解明できなかった。その過程において、市役所内での議論や、帝都復興院との協議が行われたはずだが、この点に関しては詳細が不明である。とくに大正12年11月に、復興校数が90校から117校に変更されたが、その理由を明らかにする必要があるだろう。

2点目は、復興委員会における、学校建設の事業

主体に関する議論の具体的内容である。市が統一して事業を行う当初方針が、復興委員会の場で修正されたことを本論で指摘したが、議論の中味は明らかになっていない。学校建設を含む小学校事業の主体を、区から市に移行させるという、いわゆる「学政統一（教育統一）」問題は、東京市政の長年の課題であり、震災前年の後藤市政においても激論になった⁵⁴⁾。同様の議論が復興委員会でも繰り返されたわけであり、そこでの議論の詳細を明らかにすることは、復興小学校研究のみならず、戦前期都市教育行政の研究課題としても重要であろう。

もう1点は、学校建設課と学務課の役割分担に関する「紛糾」の内実である。本論文では、大正13年11月の職制改正を分担明確化の契機と結論付けたが、果たしてその分担が、実務レベルですぐに実現したか否かは不明である。

以上の各点について解明するためには、さらなる史料の発掘が必要となるが、それは今後の課題として残ることになった。

注

- 1) 藤岡洋保「東京市立小学校鉄筋コンクリート造校舎の設計規格」『東京市立小学校鉄筋コンクリート造校舎の外部意匠』『日本建築学会論文報告集』第290・300号、1980・1981年。小林正泰「関東大震災後の小学校建築——「復興小学校」の全容と東京市建築局による学校設計」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第46巻、2007年。同「復興小学校をめぐる教育思想——古茂田甲午郎の学校建築観とその思想的背景」『都市問題』第101号第3号、2010年など。
- 2) 「東京新聞」2009年11月25日、28面をはじめとして、NHK等各種メディアが報じている。
- 3) 例えば、副総裁には腹心の宮尾舜治と松木幹一郎を据え、復興計画の中心となる計画局長と建築局長に、それぞれ都市研究会のメンバーである池田宏と佐野利器を任命した(越沢明『東京の都市計画』岩波新書、1991年)。同じく都市研究会の一員であった笠原敏郎は計画局・建築局兼任技師として帝都復興院に加わる(復興事務局編『帝都復興事業誌 計画篇・監理篇・経理篇』1932年、960-961頁)。
- 4) 太田円三『帝都復興事業に就て』復興局土木部、1924年。また、予算削減の過程は、復興調査協会編『帝都復興史』第一巻(1930年)のほか、中郵章『東京市政と都市計画

- 明治大正期・東京の政治と行政』（敬文堂1993年）、福岡峻治『東京の復興計画』（日本評論社 1991年）等を参照。
- 5) 前掲『帝都復興事業に就て』23頁。
 - 6) 東京市役所『東京震災録』後輯、1926年、1057頁。
 - 7) 同上。
 - 8) 東京市役所『東京市教育復興誌』1930年、325頁。
 - 9) 前掲『帝都復興史』第一巻、335-336頁。
 - 10) 前掲『東京震災録』後輯、1479頁。
 - 11) 同上、1383頁。
 - 12) 東京市役所『帝都復興区画整理誌第一編』1932年、623-624頁。
 - 13) 同上、626頁。
 - 14) 前掲『帝都復興史』第一巻、336頁。『帝都復興区画整理誌』の記録と照合すると、この時の委員会は第4回のものであると思われるが、『帝都復興区画整理誌』では1月17日開催となっており日付にずれがある。どちらが正しいかは現時点で確認できていない。
 - 15) 前掲『帝都復興史』第一巻、338頁。
 - 16) 同上。
 - 17) 前掲『東京市教育復興誌』304頁。
 - 18) 『帝都復興予算参考書』『昭和財政史資料第1号第134冊』1923年12月3日〔分館-05-059-00・平15財務00156100(026)——国立公文書館所蔵〕。
 - 19) 『帝都復興計画案ノ大綱』『公文類聚・第四十七編・大正十二年・第三十巻』1923年11月22日〔本館-2A-012-00・類01483100(007)〕。
 - 20) その後、直営小学校が所在区に移管されたため、直営小学校建設費が小学校建設費補助に統合され、さらに、区への補助として協議移転費が費目に追加された（前掲『東京市教育復興誌』326頁）。また、設計監督費の細目は主に人件費であり、その内訳から、小学校建設に関わる当初の人員構成が分かる（「大正12年度～大正17年度東京市帝都復興費継続年及支出方法」『昭和財政史資料第5号第179冊』1924年3月12日〔分館-05-059-00・平15財務00729100(002)〕）。
 - 21) 『東京市教育復興誌』325頁（刊行年昭和5年）における建設費は予算増額申請中の額として41,096,582円となっているが、『帝都復興事業誌 計画篇・監理篇・経理篇』（刊行年昭和7年）の巻末付表では、昭和5年12月現在の数値として41,056,583円となっている。したがって、刊行年の遅い『帝都復興事業誌』の金額を採用した。
 - 22) 前掲『帝都復興事業誌 計画篇・監理篇・経理篇』629頁。最後の竣工は、佃島小の昭和6年3月末日。
 - 23) 「震災復旧教育費起債ニ関スル件」『大正十三年東京市会議事速記録第八号』1103頁。
 - 24) 前掲『東京市教育復興誌』326頁。東京市役所編『東京市教育施設復興図集』（勝田書店 1932年）の巻末付表から算出すると、3,212,651円になる。
 - 25) 「焼失小学校仮校舎設置ノ件」『雑件』1924年〔305-E6-16(19)——東京都公文書館所蔵〕。
 - 26) 前掲『東京市教育復興誌』303-304頁。
 - 27) 「焼失区域内小学校ノ位置ニ関スル件回答」『雑件』1924年〔305-E6-16(18)〕。なお、麻布、赤坂、四谷、牛込、小石川の5区は、地震の被害を受けつつも焼失は免れた。
 - 28) 『大正十四年東京市会議事速記録第九号』1520-1523頁。
 - 29) 前掲『帝都復興事業誌 計画篇・監理篇・経理篇』628頁
 - 30) 東京都中央区教育委員会編『中央区教育百年のあゆみ』1974年、225-226頁。
 - 31) 前掲『帝都復興事業誌 計画篇・監理篇・経理篇』629頁。
 - 32) 「小学校名称並開校予定日期日認可ノ件 今戸尋常小学校」「同 田中尋常小学校」「市立学校」1929年〔312-A1-3(4),(5)〕。なお、田中小は大正10年10月に、今戸小は大正12年2月に、それぞれ校地指定の府令が出されている（東京都立教育研究所『東京都教育史資料総覧第2巻 東京教育令規集』1992年、508および510頁）。ただし今戸小は、校舎建設中に急遽高等小学校として開校することになった。その理由は、浅草区内の高等小は済美小のみで収容力不足であり、しかも同校の立地は区の南方に偏っているため通学上不便である、というものであった（「小学校廃止ノ件 今戸尋常小学校」「市立学校」1930年〔313-E7-12(4)〕）。
 - 33) 前掲『帝都復興事業誌 計画篇・監理篇・経理篇』629頁
 - 34) 『雑件 教育（学事）』1927-1939年〔322-D4-15(3)〕。
 - 35) 東京市役所『東京市教育概要 昭和六年度』1932年、37頁
 - 36) 「東京市立小学校復興建設費補給規程設定ノ件」『大正十三年東京市会議事速記録第六号』796頁。
 - 37) 『東京市教育施設復興図集』には、復興小学校と23校の改築小学校が同時に収録されている。
 - 38) 前掲『東京市教育復興誌』319-320頁。
 - 39) なお、改正された「補給規程」による補給金額は、工事中および工事未着工の復興小学校にも適用された（前掲『大正十四年東京市会議事速記録第九号』1533頁）。
 - 40) 前掲『東京市教育復興誌』320頁。
 - 41) 前掲『帝都復興事業誌 計画篇・監理篇・経理篇』629頁。1,380坪は標準24学級の延坪数。

- 42) 前掲『東京市教育復興誌』320頁。
- 43) 佐野博士追想録編集委員会編『佐野博士追想録』1957年。同資料による佐野の回想では、「建築局」と「教育局」の対立として記述されているが(24頁)、両部署とも短期間に組織や名称が変更しているため、以下では「学校建設課」と「学務課」に呼称を統一する。
- 44) 営繕組織の職制改正は、藤岡洋保「東京市営繕組織の沿革」(『日本建築学会論文報告集』第291号、1980年5月)を参照。なお、厳密に言えば、職制の改正は東京市役所の「庶務規程」の改正である。
- 45) 「市役所庶務規程中改正訓令案」『例規』1923年〔304-A4-17(12)〕。
- 46) 前掲『東京震災録』後輯、1385頁。
- 47) 同上。
- 48) 「訓令案 東京市訓令甲第五号」『例規 冊の1』1924年〔305-D1-17(2)〕。
- 49) 前掲『東京市教育復興誌』19頁。
- 50) 前掲「訓令案 東京市訓令甲第五号」。
- 51) 前掲『佐野博士追想録』24-25頁。
- 52) 前掲『東京震災録』後輯、1387頁。および、「案 東京市訓令甲第四九号」『例規 冊の1』1924年〔305-D1-17(36)〕。
- 53) 建発第2029号大正13年10月9日「市役所庶務規程中改正ノ件申請」(前掲「案 東京市訓令甲第四九号」所収)。
- 54) 『都市教育』第209~211号、1922年2月~4月。

資料 1 小学校復興建設事業実施計画

小学校復興建設事業実施計画

大正十二年九月ノ大震災ニ因リ焼失シタル市立小学校百十七校ヲ復興スル為メ自大正十三年度至同十七年度五箇年度継続帝都復興予算総額參千八百六拾壹萬圓ヲ以テ大様左ノ通事業ヲ実施セムトス

一、各年度支出金額及建設校数

	大正十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度	同十七年度	計
帝都復興費	八、〇〇〇、〇〇〇 円	八、〇〇〇、〇〇〇 円	八、〇〇〇、〇〇〇 円	八、〇〇〇、〇〇〇 円	六、六一〇、〇〇〇 円	三八、六一〇、〇〇〇
建設校数	一四、一三三 校	二四、二四二 校	一四、一四三 校	二四、二四二 校	一〇、〇四八 校	一七七 校

二、各区校数、位置及学級規模

各区ニ於ケル校数並其位置ハ焼失前ト同様トシ唯位置ニ付テハ土地ノ状態、通学区域ノ関係等ヲ考慮シ已ムヲ得サルモノハ在来位置ヲ変更セムトス

一校ニ対スル学級規模ハ二十四学級ヲ標準トシ実情ニ鑑十六学級乃至三十二学級ノ範囲内ニ於テ之ヲ定ム

一学級収容児童ハ約五十人トス

三、校舍建築構造及設備

校舍ハ鉄筋混凝土三階建構造トシ一校ニ対スル坪数ハ延千百坪ニシテ瓦斯、水道、電燈、衛生等附属設備ヲ為ス

四、校舍建築予定平面図

別紙平面図ハ一校ニ対スル学級標準規模タル二十四学級ノモノ一校延千百坪ヲ假定シ設計セル予定図ナルヲ以テ実施ノ場合ハ更ニ建築上ニ於ケル一定ノ規模標準ヲ定メ校地ノ形状、規模ノ大小等ヲ考慮シ建築上遺憾ナキヲ期セムトス

備考

校舍附属設備及校具費等本継続費以外ニ尚六百餘萬圓ヲ要スルモ右ハ別途市費ヲ以テ支弁スルモノトス

資料2 復興小学校一覽

番号	区(校数)	校名	旧校名	種別	住所	創立	学級数	校地坪数	起工	竣工	復興小公園
1	麹町(2)	上六★			上六番町34番地	明治36	18	1379.93	大14.10.6	大15.8.30	上六
2		麹町			元園町一丁目31番地	明治8	20	1711	大15.4.26	昭02.3.31	
3	神田(13)	錦華			猿樂町一丁目6番地	明治6	24	1466.98	大14.8.5	大15.5.31	錦華
4		淡路			淡路町二丁目5番地	明治8	16	522.12	大15.3.12	昭02.1.31	淡路
5		今川			紺屋町22番地	明治41	22	820.76	昭02.11.13	昭04.2.28	
6		一橋		高等	一ツ橋通町2番地	明治41	24	1893.77	昭02.11.19	昭04.2.15	
7		和泉			大和町38番地	明治33	16	616.49	昭04.2.6	昭05.2.5	
8		橋本			橋本町二丁目12番地	明治32	18	906.16	昭03.11.23	昭04.10.15	
9		練成			五軒町31番地	明治11	20	1146.7	昭03.9.5	昭04.10.14	練成
10		芳林			金沢町25番地ノ1	明治43	23	1032.29	大15.10.31	昭03.1.28	芳林
11		小川			小川町16番地	明治33	18	961.84	昭02.8.24	昭03.5.16	
12		西神田	西小川		西小川町一丁目15番地	明治36	23	989.01	大15.10.7	昭02.12.6	西小川
13		千桜			東松下町59番地	明治15	22	1065.44	昭03.4.10	昭04.5.15	
14		神龍			鎌倉河岸2号地	明治42	16	659.73	大15.4.7	昭02.2.28	
15		神田			新銀町27番地	明治9	24	1022.21	昭03.12.15	昭04.11.18	神田
16	常盤★			本石町13番地	明治6	19	1247.52	昭03.3.6	昭04.5.15	常盤	
17	阪本★			坂本町41番地	明治6	17	1019.48	昭02.2.23	昭03.3.15		
18	久松			久松町45番地	明治6	24	860.17	昭02.12.28	昭04.5.31	久松	
19	十思☆			小伝馬上町45番地	明治30	17	1002.71	昭02.10.27	昭03.12.30	十思	
20	城東			通二丁目5番地	明治8	18	883.5	昭02.8.1	昭04.4.30		
21	東華			蛸殻町一丁目1番地	明治34	18	1141.41	昭03.2.3	昭04.5.10		
22	浜町			浜町三丁目5番地	明治36	16	974.78	大15.1.15	昭02.1.28		
23	箱崎☆			箱崎町三丁目1番地	明治42	16	777.08	昭02.2.22	昭03.3.25	箱崎	
24	日本橋女子		高等	坂本町40番地	明治41	16	698.73	昭02.2.23	昭03.3.20		
25	千代田			矢ノ倉町15番地	明治9	18	982.58	昭04.1.5	昭04.12.20		
26	日本橋		高等		明治41	16	653.34				
27	有馬			蛸殻町三丁目11番地	明治7	16	668.5	大15.7.13	昭02.9.30	蛸殻町	
28	泰明★			銀座西通五丁目4番地	明治11	20	1109.74	昭03.6.5	昭04.6.4		
29	佃島			月島西仲通り一丁目2番地	明治21	20	855	昭05.6.15	昭06.3.31		
30	鉄砲洲★			新港町一丁目8番地	明治10	20	969.01	昭03.4.20	昭04.3.19	鉄砲洲	
31	京華☆			元島町2番地	明治34	24	1026.98	昭03.5.4	昭04.4.20		
32	京橋昭和★	南横町・宝田		南横町4番地	明治39	22	1051.21	昭03.4.20	昭04.3.19		
33	明石★			明石町42番地	明治41	26	1274.56	大14.6.15	大15.8.28		
34	京橋(13)	築地		築地二丁目18番地	明治34	24	868.18	昭02.7.21	昭03.5.19	築地	
35	京橋			金六町21番地	明治42	24	969.86	昭03.7.14	昭04.5.13	京橋	
36	明正★	靈巖島・越前堀		越前堀一丁目5番地	昭和2	30	1520.32	大15.3.1	昭02.5.30	越前堀	
37	文海			木挽町八丁目1番地	明治6	18	799.69	昭02.2.12	昭02.12.12		
38	京橋		高等	明石町45番地	明治44	20	1457.8	大14.11.2	大15.11.25		
39	月島		尋常高等	月島通三丁目9番地	明治39	32	1425	大13.10.3	大14.8.25	月島第一	
40	月島第二			月島西仲通八丁目8番地	明治41	21	1998.92	大15.4.20	昭02.4.20	月島第二	
41	桜田			愛宕下町一丁目13番地	明治9	17	721.78	昭03.12.18	昭04.11.10	桜田	
42	桜川			愛宕下町四丁目3番地	明治6	24	1112.2	大15.7.26	昭02.10.31		
43	南桜			南佐久間町二丁目16番地	明治10	16	703	昭02.3.14	昭03.3.31	南桜	
44	西桜			桜川町18番地	明治40	16	884.28	昭03.12.1	昭04.10.30		
45	芝(9)	愛宕		芝公園4号地	明治35	16	990	昭02.3.29	昭03.3.31		
46	神明			神明町21番地	大正3	24	1293.94	大15.3.16	昭02.3.31		
47	竹芝	芝浦(直営)		金杉浜町71番地	明治39	16	1175.97	昭02.11.5	昭03.12.20		
48	輛絵		尋常高等	西久保巴町30番地	明治3	32	1577.167	大12.1.28	大13.11.24		
49	愛宕☆		高等	愛宕町二丁目5番地	明治41	16	1100.32	昭02.9.23	昭03.12.24		
50	湯島		尋常高等	湯島新花町97番地	明治4	24	1032.86	大14.4.19	大15.2.15	新花	
51	本郷(2)	元町☆		元町一丁目3番地	明治44	24	1253.5	大15.11.30	昭02.12.25	元町	
52	下谷(13)	黒門★			西黒門町5番地	明治37	25	1610.04	昭04.4.17	昭05.7.19	
53		練屏			二長町70番地	明治11	18	946.16	昭02.9.10	昭03.8.19	
54		下谷☆			北稲荷町53番地	明治19	22	953.63	昭03.1.8	昭03.12.7	
55		東盛			金杉下町68番地	明治21	27	1051.04	昭03.3.16	昭04.5.6	東盛
56		西町			南稲荷町38番地	明治33	24	1145.32	昭03.2.20	昭04.4.20	西町
57		御徒町			御徒町二丁目46番地	明治34	27	1210.99	大14.8.3	大15.8.15	御徒町
58		山伏町			新坂本町5番地	明治41	24	1111.64	昭03.5.22	昭04.6.20	
59		竹町			竹町12番地	明治41	24	1327.15	昭03.8.10	昭04.7.9	
60		台東			入谷町136番地	明治41	26	1317.98	昭04.5.21	昭05.6.20	入谷
61		龍泉			龍泉寺町376番地	明治43	26	1347.57	昭02.7.20	昭03.10.13	

番号	区(校数)	校名	旧校名	種別	住所	創立	学級数	校地坪数	起工	竣工	復興小公園
62		大正			入谷町205番地	大正5	27	1231.08	昭03.7.6	昭04.8.30	
63		上野	万年(直営)		山伏町30番地	明治36	18	685.12	大15.3.30	昭02.5.27	山伏
64		下谷		高等	入谷町154番地	明治41	31	1038	大11.12.20	大13.8.31	入谷
65		今戸	[今戸尋常]	高等	今戸町29番地	昭和5	20	975.85	昭04.2.26	昭05.5.31	
66		浅草			馬道町四丁目19番地	明治6	26	1102.94	昭04.4.15	昭05.3.31	
67		柳北☆			向柳原町二丁目1番地	明治9	32	1326.9	大14.11.15	大15.11.10	柳北
68		育英			猿屋町17番地	明治32	20	854.98	昭03.5.30	昭04.5.31	
69		富士			馬道町七丁目12番地	明治33	32	1145.94	大14.8.8	大15.2.13	富士
70		新堀			北三筋町39番地	明治34	16	603.6	昭04.5.10	昭05.3.31	
71		福井☆			福井町三丁目10番地	明治35	16	624.33	昭03.9.20	昭04.12.6	
72		松葉			松葉町82番地	明治37	24	1135.96	昭03.3.7	昭04.5.20	松葉
73		千束			千束町二丁目261番地	明治29	32	1485.96	昭03.1.20	昭04.3.20	千束
74		石浜			玉姫町28番地	明治40	32	1533.18	昭02.1.14	昭02.11.7	石浜
75	浅草(20)	小島☆			小島町48番地	明治41	20	949.14	昭02.9.7	昭03.8.27	小島
76		山谷堀			亀岡町一丁目13番地	明治42	32	1336.91	大15.9.20	昭02.11.30	
77		田原			田原町一丁目18番地	明治40	22	771.16	昭04.4.1	昭05.3.26	田原
78		金龍			新谷町2番地	大正元	32	1616.81	昭02.8.24	昭03.7.2	金龍
79		待乳山★			地方今戸町15番地	明治6	20	850.73	昭02.6.1	昭03.5.31	
80		精華			北富坂町29番地	明治7	28	1144.51	昭03.1.8	昭04.3.25	精華
81		清島			北清島町78番地	明治41	32	1467.81	昭03.9.1	昭04.11.8	
82		正徳	玉姫(直営)		浅草町84番地	明治38	30	1341.12	昭03.2.5	昭04.6.18	玉姫
83		田中			田中町94番地	昭和4	28	1237.22	昭04.4.20	昭05.5.20	
84		済美		高等	森下町1番地	明治41	20	890.07	昭04.7.18	昭05.6.12	
85		小梅			向島二丁目9番地	大正8	32	1368.21	大14.12.23	昭02.5.17	
86		錦糸	太平(直営)		太平町二丁目1番地	大正7	24	1007.5	昭03.9.25	昭04.10.15	
87		明德			東駒形町三丁目24番地	明治8	32	1670.22	昭03.10.26	昭04.11.25	
88		中和			林町三丁目40番地	明治8	30	1181.82	昭02.2.17	昭03.3.15	中和
89		本所			亀沢町四丁目2番地	明治7	32	1273.38	昭03.4.13	昭04.4.30	永倉
90		柳島			横川橋四丁目4番地	明治31	32	1521.16	昭02.10.5	昭03.12.10	
91		横川			東駒形町四丁目5番地	明治36	30	1042.11	昭03.12.28	昭04.12.20	横川
92		江東			東両国四丁目26番地	明治8	32	1515.71	大15.9.18	昭02.11.15	江東
93		二葉			石原町二丁目20番地	明治38	32	1162	大15.7.13	昭02.8.20	
94	本所(18)	茅場			江東橋三丁目8番地	明治41	24	981.44	昭03.8.31	昭04.9.10	茅場
95		緑			緑町二丁目8番地	明治35	32	1371.83	昭02.12.16	昭04.2.22	
96		本横			石原町四丁目13番地	大正4	32	1500.46	大15.8.2	昭03.1.28	
97		外手			厩橋二丁目14番地	大正4	32	1180	大14.12.2	大15.12.15	若宮
98		業平			平川橋二丁目2番地	大正7	32	1566.7	大15.12.4	昭02.11.15	業平
99		柳元			横川橋四丁目1番地	大正11	32	1622.51	昭02.11.11	昭03.12.30	
100		菊川	菊川(直営)		菊川町一丁目26番地	明治45	28	1103.6	昭02.5.1	昭03.4.30	菊川
101		日進	三笠(直営)	尋常高等	亀沢町三丁目21番地	明治36	24	1105.34	昭03.4.20	昭04.5.15	
102		本所		高等	横網町八丁目8番地	明治41	32	2055.64	大12.2.16	大14.3.15	
103		大富	霊岸(直営)		富川町3番地	明治36	18	1170	昭04.7.15	昭05.6.22	
104		深川			東森下町102番地	明治4	32	1537.04	昭02.4.1	昭03.3.31	森下
105		東川			猿江裏町97番地	明治8	32	1817.8	大15.8.30	昭02.6.13	
106		東陽			東平井町1番地	明治33	32	1764.08	大14.12.3	大15.11.20	東陽
107		平久	六間堀		平久町一丁目2番地	明治35	24	1439.61	昭02.2.3	昭03.1.30	
108		扇橋			石島町48番地	明治37	24	1255.24	大15.8.4	昭02.7.1	扇橋
109		臨海			蛤町二丁目12番地	明治38	28	1156.75	大15.8.11	昭02.8.20	臨海
110	深川(15)	元加賀			東大工町48番地	明治40	32	1862.51	大15.6.2	昭02.4.30	元加賀
111		数矢			富岡門前町66番地	大正2	28	1514.64	昭02.6.13	昭03.7.6	
112		八名川			八名川町12番地	大正5	32	1278.5	昭02.10.10	昭03.12.10	八名川
113		川南			千田町510番地	大正8	28	1413.66	昭02.3.25	昭03.3.31	川南
114		猿江	猿江(直営)		本村町189番地	明治45	24	1601.76	昭03.5.14	昭04.7.31	
116		明治			万年町二丁目17番地	明治10	24				
117		明治第二				大正9	24	2157.68	大15.6.22	昭02.8.13	

出典：『東京市教育施設復興図集』。旧校名は東京都立教育研究所『東京都教育史資料総覧第1巻』1991年、小公園は『東京市教育復興誌』参照。
注：校名欄の★は小学校として現存、☆は転用等により現存するもの(JIA保存問題委員会資料「現存復興小学校暫定リスト」2010年1月による)。
種別欄が空欄の学校はすべて尋常小学校。台東小学校と下谷高等小学校は、同じ入谷公園の隣接小学校。